

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

五所川原市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧五所川原地域

(1) 現況

本地域は、津軽半島のほぼ中央に位置する田園都市であり、山間部は、りんごが主体で稲作との複合経営が行われており、平野部は米の単作地帯で転作田を利用した麦・大豆・施設園芸による野菜・花卉等が栽培されている。

農家戸数が年々減少しており、要因として、後継者不足、米の作付面積の減少・米価の下落等が挙げられることから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧金木地域

(1) 現況

本地域は、津軽平野の北部に位置し、第一次産業の盛んな地域である。米づくりにおいては、冷涼な気候にさらされる地域であるが品種改良、生産技術の向上により収量、食味に優れた米づくりが行われている。

近年、後継者不足による離農、農業所得向上等の課題が挙げられるが、担い手への支援、国の交付金活用等に取り組むことが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧市浦地域

(1) 現況

本地域は、津軽平野の西北部に位置し、東は中山山脈が連なり、西は日本海、南は十三湖、北は海岸部が中泊町と隣接している。米・畜産を中心に拡大してきたが、米の生産調整を機にトマト、キヌサヤなど収益性の高い施設野菜導入が進んでいる。

本地域の水田は、農家の高齢化、耕作条件の不利な状況から耕作放棄地が増えることが予想されることから、農家以外の地域住民を含めた農地管理を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧五所川原区域	法第3条第3項第1号から第3号に掲げる事業
②	旧金木区域	法第3条第3項第1号から第3号に掲げる事業
③	旧市浦区域	法第3条第3項第1号から第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象農用地及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

半島振興法、また、一部地域においては、特定農山村法、山村振興法の指定を受けているので、五所川原市全域とする。

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ロ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(ハ) 市長の判断によるもの

ア 緩傾斜農用地

(a) 田 1/100 以上 1/20 未満、畑 8 度以上 15 度未満の傾斜農用地を対象

(b) 市長の独自基準（急傾斜の田に混在している場合の緩傾斜の畑等）

イ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(ニ) 青森県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 対象者

認定農業者に準ずる者として、市長が認定する者は次のいずれかに該当する者である。

ア 五所川原市の平均経営規模以上の経営体

イ 年間農業従事日数が 150 日以上の基幹的農業従事者を有している経営体

ウ 農業所得が生計の中心を占めると認められる経営体

(3) その他必要な事項

(1) 土地改良通年施行の対象事業

土地改良通年施行の対象事業とは、次に掲げる事業とする。

(ア) ほ場整備事業（区画整理その他の面的工事に限る。）

(イ) 客土事業

(ウ) その他土地改良事業等のうち(ア)又は(イ)に該当する工種

(2) 土地改良事業等の実施等により対象要件に変更があった農用地の取り扱い

土地改良事業等の実施等が集落協定に位置づけられている場合には、当該土地改良等の実施、地目の変更により協定認定時の対象農用地の要件に変更があっても、当該農用地を交付金の交付対象とする。